



# 11 月のマクロ経済は工業生産の改善で安定推移、 消費と投資は伸び悩み ~12 月のニュースレビュー

リサーチ & アドバイザリー部  
中国調査室

<b>注目された経済ニュース(12 月)</b> .....	<b>2</b>
【マクロ経済】.....	2
11 月のマクロ経済は工業生産の改善で安定推移、消費と投資は伸び悩み .....	2
財政部は 2022 年の 1 兆 4,600 億元の新規特別地方債の発行枠を事前に公表、9 つ重点分野を確定 .....	2
国資委、1-11 月の中央企業収益は過去最高水準.....	3
中小企業発展の 5 カ年計画、イノベーションとグリーン発展を促進 .....	3
2020 年住民消費支出分析: 上海は食品関連支出が 1 万元超え、北京は衣服支出が最多 .....	3
【産業・企業】.....	4
工業情報化部、2022 年 6 分野の重点活動を示す .....	4
中国稀土集団は江西省で設立、国有企業 3 社を再編 .....	4
12 月に、20 都市以上の 3・4 級都市は多種多様の住宅販売促進政策を実施 .....	5
华夏幸福の債務再編案は債権者との交渉が完了、2,192 億元の金融債務の返済に取り組む .....	5
【金融】.....	5
中国人民銀行・銀行保険監督管理委員会は不動産プロジェクトの M&A 関連金融サービスの提供を奨励.....	5
中国人民銀行、四川省成都市と重慶市に金融センターを構築 .....	6
<b>君合の中国法コラム</b> .....	<b>7</b>
セクシャルハラスメントに関係する会社の責任に対する分析及びコンプライアンス面のアドバイス .....	7
<b>規制動向</b> .....	<b>10</b>
中国人民銀行 国家外貨管理局 新型オフショア国際貿易の発展に関する通知.....	10
国家発展改革委 投資プロジェクト審査制度改革の更なる推進に関する若干意見 .....	10
工業信息化部 弁公庁による 2021 年カーボンピークアウト及びカーボンニュートラルの業界基準策定計画に関する通知 .....	10
生態環境部 企業環境情報開示管理弁法 .....	11
國務院 弁公庁による「第 14 次 5 カ年計画」コールドチェーン物流の発展計画に関する通知.....	11
<b>三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 12 月)</b> .....	<b>12</b>

## 注目された経済ニュース(12月)

### 【マクロ経済】

#### 11月のマクロ経済は工業生産の改善で安定推移、消費と投資は伸び悩み

国家統計局は12月15日、11月のマクロ経済指標を発表した。それによると、付加価値ベース工業生産高について、11月単月は前年同月比+3.8%、1-11月は前年同期比+10.1%と、それぞれ10月対比で0.3ポイントの加速と0.8ポイントの減速となった。業種別では、単月で見ると、医薬製造業(同+16.3%)、コンピューター・通信とその他電子設備製造業(同+14.0%)、電力・熱供給業(同+10.7%)が平均を大きく上回り、全体をけん引している。一方、鉄鋼業(同▲12.8%)、自動車製造業(同▲7.9%)、紡績業(同▲5.9%)、ゴム・プラスチック製造業(同▲5.4%)が前年同月比マイナスとなった。生産量(単月)では、セメント(同▲17.1%)と粗鋼(同▲23.3%)をはじめとする汚染物質の排出が多い業種や過剰生産能力削減対象産業が減少した一方、新エネルギー自動車、工業ロボット、集積回路はそれぞれ+127.9%、+22.2%、+10.6%と生産量が大幅に増加した。

消費(消費財小売売上高)について、11月単月は4兆1,043億元で前年同月比+3.9%と、10月の伸び率(同+4.9%)対比で1ポイント減速した。1-11月は39兆9,554億元で前年同期比+13.7%と、1-10月(同+14.9%)より1.2ポイント減となった。項目別(単月)では、石油製品類、OA製品類、飲料類、食品類、建築内装材料類はそれぞれ前年同期比で+25.9%、+18.1%、+15.5%、+14.8%、+14.1%となっており、消費全体をけん引している。消費の前年同月比では8月には同+2.5%まで低下した後、9月、10月にはそれぞれ+4.4%、+4.9%まで回復したが、11月には再び減速となった。また、消費全体の1割程度占めている外食消費は、8月の前年同月比▲4.5%の後、2カ月連続でプラスへ回復したものの、新型コロナウイルスの一部地域での散発により、11月は▲2.7%と再びマイナスとなった。

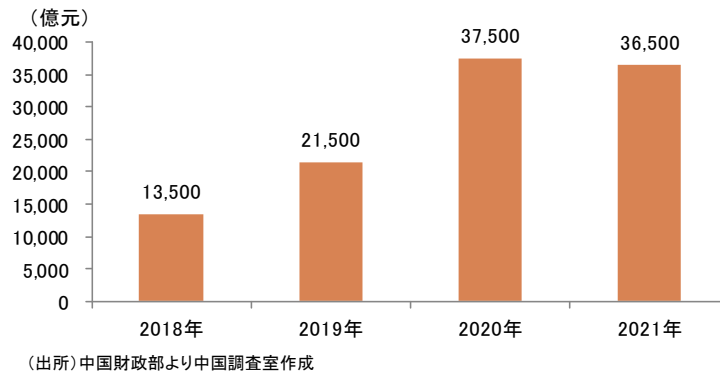
固定資産投資について、1-11月は49兆4,082億元で、前年同期比+5.2%と、1-10月(同+6.1%)と比べて減速となった。内訳について、製造業投資は同+13.7%、インフラ投資は同+0.5%、不動産投資は同+6%と、4カ月連続で製造業投資が不動産投資を上回った。製造業設備投資の内訳では、専用設備製造業(同+25.3%)、電気機械機材製造業(同+24.4%)、鉄道・船舶・航空器製造業(同+23.1%)、コンピューター・通信機器製造業(同+21.4%)が比較的高い伸びとなった一方、自動車製造業(同▲3.2%)が平均値を下回っている。

#### 財政部は2022年の1兆4,600億元の新規特別地方債の発行枠を事前に公表、9つ重点分野を確定

12月14日、財政部は2022年度の特別地方債の発行枠を事前に一部の地方に配布し、金額は1兆4,600億元に達することを明らかにした。一般的には、政府予算案は3月に開催される人民代表大会で可決されるが、2022年第1四半期のプロジェクトの実施を支援するために、地方政府特別債の発行枠の一部を事前に公表することになる。2021年の新規特別地方債の制限額は3兆6,500億元であったが、2022年の新規地方債の発行規模は2021年を超えると見込まれる。

今回の事前発行はすべての地方に配布するのではなく、2022年第1四半期に着工予定のプロジェクト、中央・省レベルの重点プロジェクトが集中する地方、及び債務リスクが低い地方への配布に重点を置いている。財務部の担当者が2022年の特別地方債の9つの重点分野について紹介した。具体的には、交通インフラ、エネルギー、農林水利、生態環境保護、社会事業、コールドチェーンインフラ施設、都市インフラと産業パークインフラ、国家重要戦略プロジェクト、保障型プロジェクトがある。

【図表1】新規特別地方債発行枠



## 国資委、1-11月の中央企業収益は過去最高水準

国有資産監督管理委員会(国資委)は12月18日、北京で中央企業責任者会議を開き、今年の活動総括と来年の重点任務について検討した。同会議において、国有企業改革3年間行動目標の7割を既に完了、来年下半期の共産党第20回大会までにはほぼ完了、年末までにすべて完了することを目指すとして発表した。

国資委データによると、1-11月、中央企業の利益総額は2兆3,000億元、純利益は1兆7,500億元となり、特に石油・石油化学、鉄鋼、石炭企業の増益が顕著だった。中央企業の売上高営業利益率は7.1%、研究開発(R&D)費用の対GDP比は2.3%となり、前年同期比でそれぞれ1.1ポイント、0.1ポイント上昇した。11月末時点の資産負債率は65.1%と安定を維持した。また、1-11月、中央企業による上場会社への資本注入は1,221.5億元、上場会社を通じて行われたエクイティファイナンスは1,986.9億元で、前年同期比でそれぞれ17.4%、64.7%増加した。

生産経営や改革発展における来年の重点工作として、経営戦略の最適化、コスト削減、キャッシュフローの合理化と充実化、国有支配上場会社の質向上、産業チェーンの強靱性と競争力強化、業界・分野を跨ぐ企業再編などを挙げている。

## 中小企業発展の5カ年計画、イノベーションとグリーン発展を促進

12月17日、工業情報化部、国家発展改革委員会、科学技術部、財政部など中央19部門は「第14次5カ年計画期間の中小企業発展を促進する計画」を発表した。同計画では、2025年までに、中小企業の1人当たり売上高を18%以上、小規模工業企業のR&D費用を年平均10%以上、特許申請数を年平均10%以上、有効発明特許数を年平均15%以上それぞれ増やす目標を掲げた。イノベーション型中小企業の数100万社、「専精特新」(専門化、精細化、特色化、斬新的)企業の数10万社、「小巨人企業」(高い成長力を持つ新興企業)の数を1万社にすることをめざす。中小企業の特徴ある産業集積区を200カ所、国内外の中小企業が集まる合作区を10カ所、影響力と実力が強い中小企業向けサービス機関を育成する計画を示した。

また、イノベーション発展とグリーン発展を中小企業の発展を促す2つの原則に定め、中小企業のイノベーション能力と専門化レベルを向上させ、中小企業のグリーン化改造を推進し、循環型経済を発展し、脱炭素社会の実現に取り組んでいくとしている。

## 2020年住民消費支出分析:上海は食品関連支出が1万元超え、北京は衣服支出が最多

「中国統計年鑑 2021」は地域別の住民平均消費支出の構造に関する統計を発表した。31の省・直轄市・

自治区の中で、11 地域は 2020 年の年間一人当たり消費支出が 2 万元を超過した。そのうち、上海(42,536 元)と北京(38,903 元)がトップ 2 を占めた。全体的にみると、14 地域の消費支出は全国平均水準を超えており、そのうち、南方地域の割合が高い。

消費支出には、食品・タバコ・酒、衣服、居住、生活用品・サービス、交通・通信、教育・文化・娯楽、医療保険、その他の用品・サービスといった 8 つの分野が含まれる。2020 年、中国全国の食品・タバコ・酒分野における一人当たり消費支出は前年比+5.1%の 6,397 元で、消費支出全体に占める割合は 30.2%であった。居住における一人当たり消費支出は前年比+3.2%の 5,215 元で、全体の 24.4%を占めた。

都市別では、上海の食品・タバコ・酒における消費支出は 11,225 元に達し、全国で唯一 1 万元を超過した都市となった。第 2 位の広東省は 9,629 元であった。居住面の消費支出を見ると、北京、上海、浙江、広東、江蘇、福建、天津は 7,000 元を超えて上位を占めており、そのうち、北京と上海は 15,000 元とダントツに高い。衣服面の消費について、北京、天津、浙江、上海と内モンゴルは 1,500 元を超過し、そのうち、北京が 1,803 元で第 1 位を占めた。

## 【産業・企業】

### 工業情報化部、2022 年 6 分野の重点活動を示す

12 月 20 日、全国工業情報化工作会議は北京で開かれ、来年の活動について以下 6 分野の重点任務を明らかにした。

- ① 工業経済の振興。工業の高品質の発展に向けた実施方を策定し、経済の安定化を支える。重点製品供給の支障を取り除き、工業経済循環をよくする。産業と金融の提携深化、製造業投資の拡大に力を入れる。「生産品目の増加、品質の向上、ブランドの創設」戦略の実施、新エネルギー車、グリーン・スマート家電、グリーン建材の消費拡大に着手する。
- ② 製造業の産業チェーン・サプライチェーンの強靱化。産業基盤再建プロジェクトの実施、国家級の製造業イノベーションセンター、国と地方が共同建設するセンターの建設、先進製造業集積の育成。
- ③ 中小企業に対する支援強化。企業支援策の徹底、悪意的な借金滞納問題への取り締まり、優良中小企業評価体系の健全化、製造業品質管理向上活動の推進。
- ④ 情報通信サービスの供給能力の向上。5G や高速光通信網の整備、IPv6<sup>※</sup>の応用革新と普及拡大、5G の特定分野での応用加速。
- ⑤ 製造業のデジタル化の推進。多層的な工業インターネットプラットフォーム体系の整備、スマート部品や設備の取り組み、工業ビッグデータの応用シーンの拡大。
- ⑥ 工業分野の二酸化炭素排出量のピークアウトに向けた取り組み、産業の低炭素化・グリーン化転換の推進。

(※)「IPv6」とは「Internet Protocol Version 6」の略称で、インターネット通信規格の 1 つ。

### 中国稀土集団は江西省で設立、国有企業 3 社を再編

12 月 23 日、中国稀土集団は江西省贛州市で設立し、同省に本部を置く初めての中央企業となり、世界最大のレアアース(希土類)会社が誕生することになる。国务院の承認により、中国鋁業集団、中国五礦集団、江西省贛州市政府などはレアアース関連資産の戦略的再編を行い、国有資産監督管理委員会(国資委)が支配株主となる新会社を設立する。出資比率について、国資委が 31.21%、中鋁集団、中国五鈹股份、贛州稀土集団はそれぞれ 20.33%、有研科技集団、中国鋼研科技集団がそれぞれ 3.9%となる。新会社の登録資本は 1 億元である。

中国は世界最大のレアアース生産国と輸出国であり、世界のレアアース精錬生産能力の 9 割以上を占めている。贛州を代表とする中・重希土類は国の重要な戦略的資源である。レアアースは先端科学技術と軍事工業分野で広く応用され、新エネルギー産業、半導体チップ、情報技術といった分野の欠かせない工業原材料である。

## 12 月に、20 都市以上の 3・4 級都市は多種多様な住宅販売促進政策を実施

中原不動産研究センターの統計によると、12 月 1 日から 20 日まで、広西桂林、福建晋江、安徽蕪湖、湖北荊門、湖南衡陽等の合計 20 都市は住宅購入を促進するため、デベロッパー、住宅購入者向け奨励金や消費手当を提供するといった住宅販売促進政策を打ち出した。地方によって促進政策は多種多様である。例えば、住宅購入者向けの住宅購入金手当、不動産取得税(契税)手当、優秀人材向けの手当・低金利貸出、一定の販売実績を実現した不動産デベロッパー向けの奨励金等が含まれる。第 3・4 級都市において、人口流出の状況が続いており、経済発展の基盤は比較的弱く、不動産在庫の解消は難しいため、不動産デベロッパーの資金回収は困難な状況にある。政府による住宅購入の促進政策により、デベロッパーの資金回収を促進し、開発プロジェクトの建設継続を図る。

2021 年 6 月に入ってから、不動産コントロール政策と貸出規制の強化により、住宅購入者は購買意欲が弱まり、新築、中古ともに不動産市場は冷え込んでいた。9 月末から、中央当局は不動産市場の安定化に向けて取り組み始めた。目下のところ、不動産向けの貸出環境は改善されつつも、住宅購入の現場への伝達はまだまだ十分ではない。12 月に開催された中央経済工作会議では、2022 年の不動産市場について、「住宅は住むためのものであり、投機するためのものではない」という原則の堅持、及び「合理的な住宅需要を見出す」という施策の方向性を明らかにした。

## 華夏幸福の債務再編案は債権者との交渉が完了、2,192 億元の金融債務の返済に取り組む

2021 年 12 月 9 日、債務危機に陥っていた不動産デベロッパーの華夏幸福は「債務再編計画」が債権者委員会で可決されたと発表した。華夏幸福は 2020 年下半期に、流動性リスクが発生し、河北省政府と廊坊市政府の指導により、リスク対応の解決案を制定することとなった。「債務再編計画」によると、これから華夏幸福は省・市政府の指導の下で、債権者と交渉したうえで、「債務再編協議」を制定することになる。

華夏幸福の「債務再編計画」は 2,192 億元の金融債務に対する返済計画について現状 4 つの案が提示されている。①資産売却によって 740 億元を回収し、そのうち、570 億元を現金で債務返済に充て、180 億元を経営継続の資金とする。また、資産の売却に伴い約 500 億元の金融債務もシフトする。これによって、事実上 1,070 億元の債務問題を解決することになる。②約 352 億元の実物抵当債務、銀行からの不動産開発貸付などを優先的に返済する。③保有型不動産等の約 220 億元を以てその収益権益を債務返済に充当する。④約 550 億元の金融債務を引き継ぎ、継続的な経営によって段階的に返済する。

## 【金融】

### 中国人民銀行・銀行保険監督管理委員会は不動産プロジェクトの M&A 関連金融サービスの提供を奨励

12 月 20 日、中国人民銀行・銀行保険監督管理委員会は「重要不動産デベロッパー企業のリスクプロジェクトの処理及び M&A 関連金融サービスの提供に関する通知」を発表し、国有資産監督管理委員会とともに、一部の不動産デベロッパーと商業銀行を招いて座談会を開催した。その目的は、優良企業が市場原理に基づいて不動産プロジェクトに対する M&A を奨励し、金融機関がその M&A 関連の金融サービスの提供を奨励することである。

不動産プロジェクトの M&A 関連の金融サービスは「M&A 関連の貸出業務の展開、債券融資面の支援、M&A 関連のアドバイザーサービスの提供、M&A 効率の向上、リスク管理の強化、報告と宣伝体制の構築」という 6 つの分野が含まれる。

天風証券のレポートは業界内の M&A によって不良資産を解消することは、目下の不動産リスクの主な解決法であると述べている。易居研究院によると、不動産向け貸出、債券発行、不動産証券化、M&A などに関する新たな政策動向は、金融分野における不動産関連規制の緩和を示唆したと分析した。

## 中国人民銀行、四川省成都市と重慶市に金融センターを構築

中国人民銀行は 12 月 24 日、2025 年までに四川省成都市と重慶市で金融センターを構築することを発表した。同センターは主に地域経済や「一帯一路」プロジェクトに貢献するとしており、また、主要な支援分野として、イノベーション、中小零細企業、グリーン低炭素向けの金融サービスへの支援、並びに消費者金融、サプライチェーン金融といった特色のある金融分野に注力することが期待される。

## 君合の中国法コラム

### セクシャルハラスメントに関係する会社の責任に対する分析及びコンプライアンス面のアドバイス

職場におけるセクシャルハラスメント自体は、新鮮なトピックスではないが、被害者が秘密にして公にしない傾向があり、加害者が平然を装うことに慣れているため、全体的にステルス性が高い、センシティブ、複雑という特徴を呈している上に、通常は会社の管理において軽んじられている。しかし、最近、某インターネット大手のセクシャルハラスメント事件により、このトピックスが世論を席卷し、広く議論を呼んでいる。本稿の趣旨は、当職らが最近取り扱ったセクシャルハラスメントの実例に基づき、現在、関連する法律法規の規定及び司法実務の状況を踏まえた上で、職場におけるセクシャルハラスメントにおいて、使用者がどういった法定義務及び潜在的責任を有するか、会社が自身の法的リスクと信望リスクをいかにして的確に防止するかという疑問を整理し、アドバイスを提供するところにある。

#### I. 事件の経緯に対する簡単な分析

世界的に有名な某企業の中国工場(以下「会社」という。)は、第三者機関(以下「当職ら」という。)に依頼してコンプライアンス通報メールアドレス(以下「通報メールアドレス」という。)を設け、かつ会社内部において公示した。2021年、会社の女性従業員1名(以下「Y氏」という。)から通報メールアドレスに入った実名での通報によると、その直属の上司であるA氏が長期にわたって自身に対してセクシャルハラスメントを行ってきた(以下「本事件」という。)とした上で、服装が乱れたA氏のプライベートな写真が添付されていた。当該女性従業員は、通報において、A氏を厳罰に処すと同時に、それが長期にわたって受けてきた精神的、肉体的苦痛に対して損害賠償責任を負うよう会社に要求した。

当職らは、通報を受けた後、直ちに関連する状況を会社に対して報告した上で、会社の依頼に基づいて調査を実施した。調査によると、A氏は、Y氏と知り合ったばかりの頃、WeChatの音声、画像等のかたちでY氏に対して性的なものを強烈に暗示する内容を送信していた。しかし、調査の過程において、当職らは、Y氏が不愉快な言語による冷やかし、身体的接触があったと自供したにも関わらず、それが関連する暗示を拒絶し又は会社、その他の従業員に伝えたことを示す証拠が全く存在しないことも発見した。そればかりか、メール、チャットログ調査の過程において、当職らは、Y氏が過去にA氏に対して明確に愛情を表現していた上に、性関係が関連する被害者の意思に反する状況下において強要されて発生したことを示す証拠が全く存在しないことが発見したのである。

A氏の行為は、結局のところ男女間の愛情によるトラブルにあたるのか、それとも法律法規によって処罰されるべき「セクシャルハラスメント」にあたるのか、境界線が曖昧であることが浮き彫りとなった。

#### II. セクシャルハラスメントの認定

2021年1月1日に発効した「民法典」第1010条の規定によると、他者の意思に反し、言語、文字、画像、身体的行為等のかたちで他者に対してセクシャルハラスメントを行った場合、被害者は、行為者に民事責任を負わせるよう法に則って申し立てる権利を有する。この文言だけに基づいて要件を総括した上で実務において比較、認定するのは、いささか困難であるが、2021年に深圳市婦女联合会、公安局、ヒューマンリソース社会保障局、市場监督管理局、深圳市中级人民法院等が「民法典」等に基づいて連名で発表した「深圳市セクシャルハラスメント行為防止ガイドライン」(以下「防止ガイドライン」という。)は、大いに参考になるものとなっている。

防止ガイドラインによると、「セクシャルハラスメント」の構成要件には、次の各号に掲げるものが含まれる。

1. 行為には性的内容を備える。

2. 行為が被害者の主観的な意思に反し、歓迎されないものである。
3. 行為が他者の人格を侵害し、被害者に芳しくない心理的感覚又は敵意ある、非友好的な仕事(学習)環境をもたらす。

防止ガイドラインは、さらにセクシャルハラスメントの例外状況に言及しており、次の各号に掲げるものが含まれる。

1. 双方の自由意思に基づく交際、デート
2. 不注意による偶然の身体的接触
3. 偶然の又は関係性がない性的な言葉
4. 社会及び文化的に受け入れることのできるその他の言葉又は行為

### Ⅲ. 使用者の責任内容

#### (一) 本事件における会社の責任に対する分析

司法実務において、職場におけるセクシャルハラスメント問題と最も直接的な関連性がある事件のタイプは、被害者を原告とし、加害者を被告とする人格権侵害責任紛争である。「民法典」第 1010 条も、セクシャルハラスメントの被害者が「行為者に民事責任を負わせるよう法に則って申し立てる権利を有する」ことを明確化している。しかし、使用者(企業)の責任に関して言えば、明確な規定が存在しない。通常、権利侵害の責任に関して言えば、法律に特段の定めがある場合を除き、権利侵害行為の構成は、故意または過失の要件を備える必要があり、現在の司法実務において、裁判所がセクシャルハラスメントに関する民事責任を負わせる際も、故意または過失が存在することを前提としている上に、審理に対して比較的慎重な態度を取っている。

「民法典」第 1010 条の規定によると、会社は、本事件において「合理的な予防、告発受理、調査、処分等の措置を講じ、職権、従属関係等を利用してセクシャルハラスメントを行うのを防止、制止する」責任を有する。一言で言えば、会社が履行する必要がある主な義務としては、合理的な予防、告発受理、調査、処分等の措置を講じることが挙げられる。本事件に関して言えば、会社は、通報メールアドレスを設け、かつ関連する通報を受けた後、遅滞なく調査チームを立ち上げて調査を展開した上で、第三者による客観的で公正な調査の結果に基づいて処罰の決定を下しており、既に合理的な予防措置と処罰措置を講じたと判断することができる。この状況下において、当職らは、調査によって A 氏にセクシャルハラスメント行為があったと判断されたとしても、使用者として、過失又は加害行為が存在しないため、A 氏が実施したセクシャルハラスメント行為について連帯賠償責任を負うよう要求される可能性は、低いと考える。

#### (二) コンプライアンス面のアドバイス

本事件の取扱経験に基づき、現時点における国家、地方の主な関連する法律法規の規定及び司法実務の状況等を踏まえた上で、会社による自身の法的リスクと信望リスクの防止について当職らが提供するアドバイスは、次のとおりである。

1. セクシャルハラスメントの防止に関する宣伝教育作業を強化し、従業員の防止意識を向上させ、かつ透明度が高い内部の問い合わせ、告発及び処理プロセス(内容には、セクシャルハラスメントの問い合わせ、告発を処理するホットライン、処理に要する時間、懲戒処分の適用等を含めるものとする。)を設け、かつ会社内部の電子ディスプレイ、告知板を利用して従業員に対して公示し、学習会を開催してセクシャルハラスメントに関する防止制度を学習させ、かつ関連する宣伝教育研修の記録等を残しておく。
2. 会社の人事部署内部にセクシャルハラスメントの防止を担当する部署又は管理職を設け、通報メールアドレス、ホットライン等を設け、関連する告発、通報等を受理、処理する。
3. 会社が「就業規則」等の総合的な制度に職場におけるセクシャルハラスメントの防止に関する章節を追加し、かつそれと会社の賞罰に関する規定をリンクさせる。



4. セクシャルハラスメントに関する通報を受けた後、遅滞なく調査を展開し、職場におけるセクシャルハラスメントを調査、処理する過程において、証拠の保存、固定化を心がけ、かつ証拠タイプの多様性(通報記録、録音録画、WeChat、ショートメッセージ、当事者の供述、証人の証言、会社内部の調査記録等を含むがそれらに限らない。)に意識的に着目する。

#### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は、中国及び海外にオフィスを構える中国最大級の法律事務所であり、国際法律連盟(ILASA)によって連続で中国の最優秀法律事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学大学院法学研究科の法学修士課程を修了した後、日本の法律事務所における勤務を経て、2015年5月に君合律師事務所に入所した。外商投資、再編撤退、労務管理、M&A等の分野において豊富な経験を蓄積している。



## 規制動向

### 中国人民銀行 国家外貨管理局 新型オフショア国際貿易の発展に関する通知

番号:銀發〔2021〕329号

発表日:2021年12月24日

実施日:2022年01月24日

本通達は今年11月11日に公表された意見徴収稿を正式版として発表されたものであり、2022年1月24日より正式に施行される。

- 1、新型オフショア貿易の定義明確化。貿易に関わる貨物が中国の国境を越えない、もしくは税関の統計に含まれない貨物取引。オフショア転売、グローバル調達、海外委託加工、プロジェクト請負による海外調達などが対象。
- 2、銀行は取引の真実性、合法性、合理性と論理性などを確認した上で、審査エビデンスの種類を自ら決定可能。
- 3、1件のオフショア転売は原則同一銀行で同一通貨(外貨または人民元)による決済が必要。規定に従って処理できない業務は、外貨管理局に報告の上、「特別オフショア転売」で対応可能。
- 4、適格企業はオフショア転売を含む経常項目の集中決済及びネットティング業務を申請可能。

### 国家発展改革委 投資プロジェクト審査制度改革の更なる推進に関する若干意見

番号:發改投資〔2021〕1813号

発表日:2021年12月22日

本意見は投資審査管理の簡素化、投資承認プロセスの最適化などに関わるものであり、概要は以下の通り。

- 1、改造・増設プロジェクト及び実施内容が単調、小規模投資、簡単な技術によるプロジェクトにおいて、プロジェクト計画書、フィージビリティスタディ及び初期設計は取りまとめて作成・審査することが可能。
- 2、「告知承諾+途中事後監査」を中心とする企業投資プロジェクトの承諾制改革を実施。
- 3、「両高(高エネ消費、高汚染排出)」プロジェクトの盲目的な発展を制限し、カーボンピークアウト及びカーボンニュートラルの実現を推進。省エネ、節水、環境保護などの要件をフィージビリティスタディに取り入れ、ESGをフィージビリティスタディに加味する可能性を模索。

### 工業信息化部弁公庁による2021年カーボンピークアウト及びカーボンニュートラルの業界基準策定計画に関する通知

番号:工信庁科函〔2021〕291号

発表日:2021年12月22日

今年9月工信部発表の『『石油と化学工業における炭素排出量測定技術基準』等197項目のカーボンピークアウトに関する業界基準策定に係るパブリックコメント』をベースに、9大業界110プロジェクトをめぐる基準策定計画が完了。

対象となる産業は、石油化学・化学工業、鋼鉄、非鉄金属、建材、レアアース、軽工業、紡織、電子、通信。

【コメント】

業界基準の確立に伴い、カーボンピークアウト及びカーボンニュートラルの推進はより一層加速される。

## 生態環境部 企業環境情報開示管理弁法

番号:部令第 24 号

発表日:2021 年 12 月 21 日

実施日:2022 年 02 月 08 日

1、強制的に情報開示となる対象。重点汚染排出企業、強制的に清潔生産審査が課される企業及び一部の  
上場会社と連結決算書の範囲内にあるすべての子会社、債券発行企業等(地方環境保護部門は毎年 3 月  
末までに本年度の企業リストを公表する)。

2、開示期限。毎年 3 月 15 日までに前年度の環境情報を開示。

3、開示内容。汚染物の発生、管理、排出情報及び炭素排出情報を含めた 8 つの内容と企業性質ごとに求め  
られる開示情報。

4、罰則。情報を開示しない、開示情報が虚偽または不確かな場合、是正を命じられるほか、1 万元以上 10 万  
元以下の罰金が科せられる可能性がある。

開示情報が要件を満たさない、開示期限を超過する、指定されたシステムに情報アップロードしていない場  
合、是正を命じられるほか、5 万元以下の罰金が科せられる可能性がある。

## 国務院弁公庁による「第 14 次 5 年計画」コールドチェーン物流の発展計画に関する通知

番号:国弁発〔2021〕46 号

発表日:2021 年 12 月 12 日

本計画は、主にコールドチェーン物流サービスネットワークの拡大、コールドチェーン流通センターの建設、  
消費財の双方向コールドチェーン物流の新しいチャネルの構築を推進。主たる施策は、産地流通インフラの  
構築、地域間農産物卸売市場と幹線コールドチェーン物流建設、販売末端側の「コールド環境」の構築。

## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 12 月)

### ■ MUFG BK 中国月報 2021 年 12 月号(第 190 号)

米中技術分断 ～対中国経営において日系企業が留意すべき課題～

<https://www.bk.muftg.jp/report/inschmonth/121120101.pdf>

トランザクションバンキング部

### ■ ニュースフォーカス No.13 2021

広東省におけるエネルギー政策と今後の展望について

[https://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1406\\_ext\\_02\\_0.pdf](https://rmb.bk.muftg.jp/files/topics/1406_ext_02_0.pdf)

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ & アドバイザリー部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214